

【 保管場所標章交付申請書 】の記載例

※ 「自動車保管場所証明申請書」又は「自動車保管場所届出書」を提出される際、同時に提出していただく書類です。

各項目の記入要領は、「自動車保管場所証明申請書」又は「自動車保管場所届出書」の記入要領と同一です。

保 管 場 所 標 章 交 付 申 請 書			
車 名	型 式	車 台 番 号	自 動 車 の 大 き さ
トヨタ	AB-Z123	ZZA12-1234567	長さ 469 センチメートル 幅 169 センチメートル 高さ 182 センチメートル
自動車の使用の本拠の位置		兵庫県神戸市中央区下山手通5丁目4番1号 兵庫ハイツ101号	
自動車の保管場所の位置		兵庫県神戸市中央区下山手通5丁目4番1号 兵庫ハイツパーキング	
私は上記の自動車の所有者であるので、保管場所標章の交付を申請します。 平成30年 5月 1日 警察署長 殿 千 (600 - 0001) 住所 兵庫県神戸市中央区下山手通5丁目4番1号 兵庫ハイツ101号 申請者 <small>フリガナ</small> ヒョウゴ タロウ 兵庫 (印) 氏 名 兵庫 太郎 (078) 341 局 7441 番			
第 号 保管場所標章番号通知書 上記に記載された自動車に係る保管場所標章番号を通知します。 保管場所標章番号 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> 平成 年 月 日 警察署長 印			

※注 1 この「保管場所標章番号通知書」は、自動車検査証と共に大切に保管してください。
 2 保管場所を変更した場合は、15日以内に変更後の保管場所を管轄する警察署へ変更届出をしてください。
 3 住所を変更した場合は、保管場所を管轄する警察署で保管場所証明の申請手続きをしてください。

保管場所の所有区分	自己単独所有・その他	現在の自動車登録番号	連絡先 TEL
-----------	------------	------------	---------

○ 保管場所の所有区分欄

- ・ 申請者所有の場合
自己単独所有に○印を付け、「自認書」を添付してください。
- ・ 他人所有の場合
その他に○印を付け、「自動車保管場所使用承諾証明書」等の書面を添付してください。

○ 現在の自動車登録番号欄

中古車の場合で登録番号の変更を伴わないときは、その番号を記載してください。

○ 連絡先欄

申請内容について、お尋ねできる連絡先(氏名・電話番号)を記載してください。

○ 自動車の大きさ欄

センチメートル単位で記載してください。(ミリ単位は切り捨て)

○ 使用の本拠の位置欄

- ・ 個人申請の場合
実際に居住している場所の所在地を記載してください。
- ・ 法人申請の場合
実際に営業を行う事業所の所在地を記載してください。(本社・支社等の所在地)
※ 申請者の住所と自動車の使用の本拠の位置が異なるときは、両者の正当な関係を明らかにする書面を求めることがあります。

○ 保管場所の位置欄

駐車場の所在地を記載してください。

○ 申請日欄

申請当日の日付を記載してください。

○ 申請者欄

- 申請者欄に記載する方は、警察署窓口へ書類を提出する方ではなく、自動車の使用者となる方の住所・氏名です。
- ・ 個人の場合
住民票又は印鑑証明の住所・氏名を記載してください。
※ 申請書は署名することにより、押印を省略することができます。
 - ・ 法人の場合
登記簿又は印鑑証明書に記載されている所在地・法人名を記載し、法人の代表者を併記のうえ代表者の印鑑を押印してください。
※ 法人の場合は、押印を省略することはできません。

○ この書類は、自動車保管場所証明申請書(2通)及び保管場所標章交付申請書(2通)の合計4通で1セットとなっておりますので、必要通数に誤りのないようご注意ください。

○ 書類作成の際には、黒色のボールペン又は黒色のスタンプで明瞭に記載してください。なお、文字等を消去できる筆記具は使用しないでください。

○ 申請者氏名欄の◎は、4枚全ての書類に押印してください。

○ 証明書交付後の訂正はできませんので、申請内容を十分確認したうえで、提出してください。

○ 証明の日から概ね1ヶ月を経過すると、運輸支局等では受理されないことがあります。有効期限経過後は、新たな申請となります。

○ 申請内容に不明な点がある場合は、別途、書面の提出を求めることがあります。